

相模原市介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の定着・育成を目的として、市が介護サービス事業を行う法人に対し、当該法人がキャリアアップ支援のために市内の介護サービス事業所に勤務している介護職員等に研修を受講させた場合に、補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業 次のア～イのいずれかに該当する事業をいう。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスのうち、次の(ア)～(エ)を除いた事業。

(ア) (介護予防)居宅療養管理指導

(イ) (介護予防)福祉用具貸与

(ウ) 特定(介護予防)福祉用具販売

(エ) (介護予防)住宅改修

イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第二十条の四に規定する養護老人ホーム及び第二十条の六に規定する軽費老人ホーム。

(2) 介護職員等 介護サービス事業所に勤務する従業者のうち、施設長、管理者、事務員、調理員、清掃員、運転手等、高齢者の直接処遇に関わらない者を除いた従業者をいう。

(補助事業等)

第3条 規則第2条第2号に規定する補助事業等は、次に掲げるものとする。

(1) 外部から講師を招く等の方法で行う介護職員等に対する事業所内研修(当該補助金の交付を申請する法人と同一法人に所属する者を講師とする場合を除く。)に係る事業

(2) 介護職員等に次の外部研修を受講させる事業

ア 介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得に係る研修

イ 介護保険法に規定する介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修及び主任介護支援専門員研修

ウ 「介護サービス適正実施指導事業の実施について(平成12年5月1日付老発第473号)」に規定する地域包括支援センター職員研修

エ 『ユニットケア施設管理者研修』及び『ユニットリーダー研修』の実施について(令和6年3月29日付老高発0329第4号)」に規定するユニットケア施設管理者研修

及びユニットリーダー研修

オ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する喀痰吸引等研修
カ 「認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日付老発0331010号)」に規定する研修

(ア) 認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修

(イ) 認知症介護実践者研修

(ウ) 認知症介護実践リーダー研修

キ その他市長が介護職員等のキャリアアップに必要と認める研修

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。
ただし、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(1) 前条第1号に該当する事業に要する経費のうち、謝礼、旅費(講師に要するものに限る。)及び委託料

(2) 前条第2号に該当する事業に要する経費のうち、需用費(教材費等)及び負担金(研修受講料等)

(3) 前2号に掲げるもののほか、研修の受講について市長が必要と認める経費

2 前項第2号の経費については、1人当たり2万円以上(税込み)のものを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の第1号及び第2号を除き、前条に規定する補助対象経費総額に100分の55を乗じて得た額以内とし、会計年度毎に1法人当たり15万円を限度とする。

(1) 第3条第2号カ(イ)のうち、相模原市認知症介護研修事業実施要綱による研修にあっては、補助金の額は、補助対象経費総額を9,000円と比較して超過する額とし、1人当たり40,000円を限度とする。

(2) 第3条第2号カ(ウ)のうち、相模原市認知症介護研修事業実施要綱による研修にあっては、補助金の額は、補助対象経費総額を15,000円と比較して超過する額とし、1人当たり43,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助事業者等は、原則として、次に掲げる期日までに交付申請を行うものとする。

(1) 研修受講日に定めのある場合は、研修受講日(複数日で行われる場合にあつては、受講初

日)の前日まで

(2) 自宅学習等、研修受講日に定めがない場合は、自宅学習等を行う日(複数日で行われる場合にあつては、自宅学習等の初日)の前日まで

(3) 研修受講日に定めのある場合及び定めがない場合を含む複合的な研修である場合は、研修受講日(複数日で行われる場合にあつては、受講初日)又は自宅学習等を行う日(複数日で行われる場合にあつては、自宅学習の初日)のいずれか早い日の前日まで

2 規則第4条第1項第1号の補助事業等計画書の様式は、別記様式とする。

3 規則第4条第1項第2号の書類は省略するものとする。

4 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 研修実施要領等受講する研修の内容がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第6条に規定する条件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 申請に係る補助対象経費について、補助事業者等が全額を負担していること。

(2) 申請に係る補助対象経費について、他の制度による補助を受けていないこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の市長が定める期日は、交付決定通知があつたことを知った日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の市長が定める期日は、補助事業等の完了後30日を経過した日(当該経過した日が補助事業等の完了があつた日の属する市の会計年度の末日後の日となる場合は、当該会計年度の末日)までとする。

2 規則第14条第3項の規定により、規則第14条第1項第1号の書類を省略するものとする。

3 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の書類とする。

(1) 受講証の写し、研修報告書の写し、修了証書の写し等受講が確認できるもの

(2) 負担金等領収書の写し又はこれに準ずる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。